

第2回京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会

日時：平成20年5月21日（水）
会議：13：30～15：20
視察：15：25～16：30
場所：崇仁コミュニティセンター多目的ホール

次 第

第1 議事等

1 開 会

2 報告事項等

- (1) 自立促進援助金制度の見直しに係る専門委員会の設置について
- (2) 関係団体等への意見書の提出依頼について
- (3) その他

3 関係団体からの説明

—同和施策の成果や課題，地区施設等の利用実態等について—

- ・ 部落解放同盟京都市協議会
- ・ 京都地域人権運動連合会京都市協議会
- ・ 自由同和会京都市協議会

4 崇仁地区のまちづくり等に関する説明

- ・ 崇仁まちづくり推進委員会

5 閉会

第2 現地視察（崇仁地区）

（参考資料）

- ・ 自立促進援助金制度の見直しに係る専門委員会の設置について （資料1）
- ・ 京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会年間スケジュール（案） （資料2）
- ・ 「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」資料及び議事録のホームページへの掲載及び御意見の募集について （資料3）
- ・ 京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会に係る御意見について （資料4）
- ・ 崇仁地区施設等配置図 （資料5）

自立促進援助金制度の見直しに係る専門委員会の設置について

京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会設置要綱第 7 条第 1 項及び第 2 項に基づき，下記のとおり，専門委員会を設置する。

1 委員構成

委員構成については，委員長の指名に基づき，次のとおりとする。

（専門委員会名簿）

（敬称略）

委 員	役 職 等	備 考
新川 達郎	同志社大学大学院総合政策科学研究科長	総点検委員会委員長
安保 千秋	弁護士	総点検委員会委員
中坊 公平	元日本弁護士連合会会長	総点検委員会委員

専門委員の追加人選については，現在調整中です。

2 専門委員会の設置日

平成 20 年 5 月 21 日

（第 1 回目の専門委員会は，6 月上旬に開催予定）

3 審議，検討内容

検討項目 1 「自立促進援助金制度の見直し」について，主として法的な観点から専門的に審議し，同和奨学金の返還請求権の有無等の法的課題等の整理・検討を行う。

4 専門委員会の呼称

この専門委員会は，「自立促進援助金制度の見直しに係る法的課題整理等研究会」と呼称する。

5 その他

専門委員会における検討内容等は，京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会へ報告する。

京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会 年間スケジュール（案）

平成 20 年 5 月 21 日現在

年月	回数	検討内容
20 年 4 月 23 日	第 1 回	同和行政の成果と同和行政終結後の課題について 総点検委員会における検討項目について
5 月 21 日	第 2 回	地域の実情等に関する関係団体からの説明 地区施設等の視察（崇仁地区）
6 月上旬	（専）第 1 回	自立促進援助金制度見直しに係る法的課題（1 回目）
下旬	第 3 回	自立促進援助金制度見直しについて（1 回目）
7 月上旬	（専）第 2 回	自立促進援助金制度見直しに係る法的課題（2 回目）
下旬	第 4 回	自立促進援助金制度の見直しについて（2 回目）
8 月上旬	第 5 回	コミュニティセンターの在り方について（1 回目） 改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方について （1 回目） 自立促進援助金制度の見直しについて（中間報告案）
下旬	第 6 回	コミュニティセンターの在り方について（2 回目） 改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方について （2 回目）
9 月上旬	第 7 回	コミュニティセンターの在り方について（3 回目） 改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方について （3 回目） 崇仁地区における環境改善について（1 回目）
下旬	第 8 回	崇仁地区における環境改善について（2 回目）
10 月	第 9 回	崇仁地区における環境改善について（3 回目）
11 月	第 10 回	市立浴場等の地区施設の在り方について（1 回目） 市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方について （1 回目）
12 月	第 11 回	市立浴場等の地区施設の在り方について（2 回目） 市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方について （2 回目）
21 年 1 月	第 12 回	市立浴場等の地区施設の在り方について（3 回目） 市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方について （3 回目）
2 月	第 13 回	最終報告案について（1 回目）
3 月	第 14 回	最終報告案について（2 回目）

* 年間スケジュールは審議の進捗に合わせて、都度見直しします。

* （専）は専門委員会

(お知らせ)

平成 20 年 5 月 2 日

文化市民局

担当 市民生活部人権文化推進課

TEL 222 - 3381

「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」資料及び議事録のホームページへの掲載及び御意見の募集について

京都市では、同和行政終結後の行政の在り方について、総点検を行い、必要な改革・見直しを実行することにより、行政に対する市民の不信感を一扫し、市民協働で「人権文化の息づくまち・京都」の実現を目指すため、「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」を設置し、平成 20 年 4 月 23 日に第 1 回を開催したところです。

つきましては、会議での議論を広く市民の皆様に知っていただくため、下記のとおり、委員会資料及び議事録をホームページに掲載するとともに、委員会の内容等について、市民の皆様から御意見を募集しますので、お知らせします。

記

1 委員会資料及び議事録の掲載について

- (1) 掲載場所 京都市情報館（人権文化推進課 総点検委員会・改革担当欄）
http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-3-0-0_7.html
- (2) 掲載資料 「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」資料
及び議事録
- (3) 掲載時期 毎回の委員会開催から 10 日後を目処に掲載
第 1 回開催分につきましては、本日掲載します。

2 御意見等の募集について

委員会では、市民の皆様のお理解を得られる結論を見出すため、オープンで透明性の高い議論を行うとともに、委員会等について、広く市民の皆様の御意見をいただきたいと考えております。

つきましては、御意見等がある場合は、下記の提出先へ、郵送、FAX 又は E-mail でお送りください。

(提出先)

〒604 - 8571

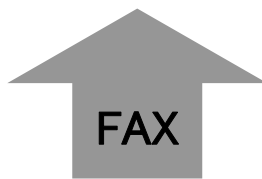
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市文化市民局市民生活部人権文化推進課 総点検委員会・改革担当

FAX : 075 - 222 - 3194 (別紙のご意見記入用紙をご利用ください。)

E-mail : jinken@city.kyoto.jp

なお、いただいた御意見等については、原則、内容を公表させていただきますので御了承ください。ただし、他人を誹謗し、中傷し又は差別する内容等は公表できません。また、御意見等について、個別に回答は致しかねますので併せて御了承ください。



(あて先)

京都市文化市民局市民生活部人権文化推進課(総点検委員会・改革担当)
075 - 222 - 3194

京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会 ご意見記入用紙

(このままファックスで送信してください)

委員会等についてご意見等がありましたら、ご自由にお書きください。

差し支えなければご記入ください。

(居住地) 市内 ・ 市外 (性別) 男性 ・ 女性 (年齢) 歳代

- * いただいたご意見につきましては、原則、内容を公表させていただきますのであらかじめご了承ください。ただし、他人を誹謗し、中傷し又は差別する内容等は公表できません。また、お寄せいただきましたご意見に対しては、個別には回答いたしかねますので、併せてご了承ください。

担当：京都市文化市民局人権文化推進課

075 - 222-3381 Fax075 - 222-3194

E - mail jinken@city.kyoto.jp

京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会に係る御意見について

1 概要

(1) 意見総数	9 件	(平成 20 年 5 月 20 日時点)
(2) 内訳	御意見記入用紙	9 件
	(第 1 回委員会傍聴者分)	
	E - mail	0 件
	F A X	0 件
	郵送	0 件

2 意見内容

(順不同)

1	・旧同和地区等,「旧」という文字の意味がわからない。 ・実態を調査し,分析をしないのは打ち切りのため。 ・今後の委員会において基礎のない議論が行われないようにお願いしたい。 ・今後を決定する委員会であり,1 年間で結論をだすのではなく,数年かけて取り組んでいただきたい。
2	・どのような施策についても,まず,現状(現実)・実態認識があり,それに対する施策実施の効果と課題が明示されたうえで(説明,検証),論議が始まる。 ・施策や審議については,当事者の意見が聞かれること(とりわけ差別や人権については少数派であるから),人権に関わる政策は経済効果や形式的公平では測定できない(むしろ社会資本,活用のための基本投資である)。
3	・抽選で傍聴できない人がでるのは,市民に開かれた審議会にならないと思う。スペースの問題があるなら,市会の委員会と同様,モニター室を使い放映するなど善処すべきだと思う。抽選で外れた人が見れるモニターをぜひ設置してほしい。
4	・地域の実態をしっかりと見ていただきたい。 ・現実の問題を見つめて,何が必要かを子どもたちの将来を考える視点を持って議論をお願いしたい。 ・市民のしている部落民の負の部分だけが大きくクローズアップされているが,そのことだけで部落民に対するまちがった偏見を生み出す結果を招いていると考える。たしかに過去の運動団体と行政の関係の中で,法律的な権利をらん用した関係がまちがった方向へ,ということがあったのは事実であろうが,門川市長の言われたように,旧同和地区住民,また,市民の理解が得られるような行政の取組に期待する。そのためにもっと深い理解を求める地区住民とのコミュニケーションと,実態を知っていただきたいと考える。

	・子どもたちの現状は、まだまだ厳しい環境の中で生活している。教育の問題が大きなテーマであると思う。よろしく願いしたい。
5	・なぜこの委員会の設置が必要となったのか。前市長が同和行政終結を強調していたにもかかわらず、今また同和行政の在り方について、大きな社会問題になっているのか。そのことについての問題意識が、市長のあいさつからはまったく見られない。 ・この委員会が、運営の在り方も含め、京都市から独立した自主的な委員会として、市民の信頼を得られるものになっていけるのか。第 1 回をみた限りでは、あまり期待できない状況である。今後の改善に向けて事務局で十分に検討されたい。 ・市長や副市長はどういう立場で参加しているのか。傍聴なのか。手続を明確にしていかなければ自主性は保てない。
6	・傍聴希望者全員が傍聴できるよう願います。 ・委員が閲読された（あるいは配布された）資料の項目と内容の公開をお願いします。
7	・委員の大半が、同和行政にこれまで関わってこなかった人ばかり。そんなメンバーが集まって短期間で答申をまとめることができるのか心配している。 ・市の報告が長すぎる。事前に委員に文書で知らせて、委員会での議論の時間を多くとるべき。 ・検討項目が多すぎないか。月 1 回の会議で検討できると思えない。項目を絞ることも必要ではないか。 ・傍聴人数を制限するのはやむを得ないが、事務局席に空席があるのはどういうことか。空席なら市民に座らせる。
8	・京都市の実施した、いわゆる 2000 年実態調査の結果が、京都市の報告の中では反映されていない。 ・ぜひ当事者の意見を反映できる委員会をしていただきたい。
9	・同和対策事業の全体像がわかる資料があると、よりよかったと思う（一時は 62 項目もあったのに、何があったかわからない）。例えば、表形式で、事業の開始年と終了（もしくは一般施策への移行）プロセス、事業ひとつひとつの内容、対象、特性がわかる資料があるとよいと思う。

崇仁地区 施設等配置図

資料5

